



大里農林振興 センターだより

発行 埼玉県大里農林振興センター

熊谷市久保島1373-1 (管理部) ☎ 048-523-2812(代表)
(農業支援部) ☎ 048-526-2210(直通)

深谷市上野台244-2 (農村整備部) ☎ 048-571-2241(代表)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0906>

第12号 (年2回発行)



S-GAP農場評価の有効期間は3年間です。更新をお忘れなく！

1 S-GAP農場評価制度

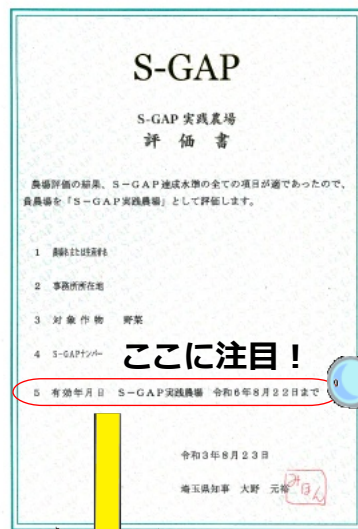
埼玉県では、平成28年度よりS-GAPの取組の到達度を客観的に評価する「S-GAP農場評価制度」を実施しています。令和3年6月30日現在、S-GAP実践農場として県内659農場、当センター管内では189農場に評価書が交付されています。

2 S-GAP実践農場の更新

S-GAP農場評価の有効期間は3年間です。

更新を希望する場合は有効期間が終了する2カ月前までに更新申請書とチェックシートを管轄する農林振興センターに提出してください。

「S-GAP実践農場評価書」の有効期間を確認して、忘れずに手続きをしましょう。



3 更新手続きが簡素化されました！

令和3年7月1日から、S-GAP農場評価の更新手続きが変わりました。これまでは新規と同じ手続きが必要でしたが、今後は評価項目を簡素化し、実践してきた項目を考慮した手続きとなりました。詳細については下記HPをご覧ください。

📌 「農産物安全課HP」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0907/s-gap/nojohyouka.html>

そもそも… S-GAPってなに？

GAPとは、「Good(良い) Agricultural(農業の) Practice(やり方)」の略です。農業生産活動に潜む問題点に気づいて、食品安全、労働安全、環境保全に配慮したより良い農業経営をすることがGAPとなります。

S-GAPは、埼玉独自の規範です。

S-GAPについてもっと知りたい方は、農産物安全課または農林振興センター管理部にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

管理部 地域支援担当 ☎048-523-2812

5 有効年月日 S-GAP実践農場 令和〇年〇月〇日まで

CONTENTS < 目次 >

表紙 S-GAP農場評価の有効期限は3年間です。更新をお忘れなく！

2P 地産地消の推進に向けた2つの取り組み
～ふるさと認証食品と農産物サポート店～

3P 熊谷市内で青パパイヤ栽培

3P 食品衛生法の改正と営農上の注意点について

4P 農業用ため池の整備！

～防災重点農業用ため池の診断・調査・整備の推進～

5P サツマイモ基腐病の発生にご注意ください

6P 令和3年産麦類の反省と今後の対策

7P 埼玉県農業大学校で営農スキルを学びませんか

8P 令和3年度に完了する県営事業地区の紹介

～農地防災事業(ため池等整備)「芳沼地区」～

地産地消の推進に向けた2つの取り組み

～ふるさと認証食品と農産物サポート店～

1 ふるさと認証食品とは何だろう？

ふるさと認証食品とは、埼玉県内で生産又は製造される良質な加工食品について、認証の基準を設けて、その基準に適合した商品を「ふるさと認証食品」として認証する制度です。主な基準として、①「加工食品の主原料が全て埼玉県産であること」、②「食品添加物を極力使用していないこと」があります。

ふるさと認証食品は、農産物直売所や道の駅など県内の店舗で販売されています。認証マークを使ってPR販売がされていますので、見かけたらぜひ手に取ってみてください。

E品の証し！認証マーク



▲ ふるさと認証マーク

熊谷農業高校生がつくる「くまのうあいす」がふるさと認証食品になりました！



この度、熊谷農業高校がつくる「くまのうあいす」が、ふるさと認証食品として認証されました。校内農場で生産された牛乳と卵を使用し、生物生産工学科動物科学コースの2年生、3年生の皆さんが一からつくるこだわりのアイスクリームです。試作改良を重ねた大人気アイスクリームをぜひご賞味ください。

定番のミルク味は1個200円で、校内販売所

において週2回販売されています（個数限定）。新フレーバーも企画中のことなので、これからも楽しみですね。



2 もう一つの地産地消の取り組み

～農産物サポート店～

もっと気軽に、もっと手軽に埼玉県産農産物を食べたり買ったりできるよう、県産農産物を積極的に取り扱っているお店を「埼玉県産農産物サポート店」として登録し、県産農産物の消費拡大に向けたPRを行っています。

年間を通じて埼玉県産農産物を取り扱っている事業者の方であれば、小売店、食品製造業者、飲食店を問わずサポート店への登録が可能です。

サポート店に登録されると、プレート、看板、ステッカーなどを掲示いただける他、地産地消を応援する専用のホームページでお店のPR情報が掲載できます。

どちらの取り組みも埼玉県産の農産物の消費拡大に向けて積極的に推進しています！

「ふるさと認証食品」、「農産物サポート店」とともに、下記ホームページで確認できますので、ぜひご覧ください。

これらの取り組みについてご興味のある事業者の方はぜひ当センターまでお問い合わせください。



▲ サポート店看板

👉 「SAITAMAわっしょい！」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/saitama-wassyoi/index.html>



【お問い合わせ】

管理部 地域支援担当 ☎048-523-2812

熊谷市内で青パパイヤ栽培

今年度、熊谷市内で青パパイヤの栽培が行われています。

青パパイヤとは、熟す前に収穫した果実を野菜として利用するものです。タイやフィリピンでは炒め物やサラダ、漬物などに利用されています。近年、機能性成分の含有量が多い農産物として注目されています。

市内各地域で取り組まれており、8月現在の生育は開花と着果が同時に進んでいる状況です。

青い状態（野菜）でのパパイヤ収穫が8月下旬から始まっています。



▲ 生育中のパパイヤ

【お問い合わせ】

農業支援部 技術普及担当 ☎048-526-2210

食品衛生法の改正と営農上の注意点について

令和3年6月1日から、「営業の許可制度」「営業の届出制度」「HACCPに沿った衛生管理の義務化」など、食品衛生法の改正に伴う制度の変更がありました。

食中毒のリスク等を考慮し、現在の営業許可の業種区分が見直され、食品を扱う事業者の届出制度が新たに作られました。一部の農産物の販売や農産加工品の製造に携わる方の中には、保健所への届出又は再届出が必要になる方がおりますので、ご注意ください。

1 再届出が必要です

既に保健所に食品製造や加工の届出（乾燥野菜、蜂蜜等）を行っている事業者の方も、改めて保健所に届出を行っていただく必要があります。保健所への届出は以下の厚生労働省のwebサイトをご覧ください、できるだけ厚生労働省の食品衛生申請等システムをご活用ください。

届出は令和3年11月30日までをお願いします。

🔴 「食品衛生法第57条に基づく営業届について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000739246.pdf>

🔴 「厚生労働省食品衛生申請等システム」

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

2 食品の加工をしている方はHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が必須になります

HACCPとは、原料の受入から製造、出荷までの一連の工程で、食中毒等の健康被害をおこす可能性のある危害要因を作業工程ごとに管理し、食品の安全を確保する方法です。

保健所等で行われる講習会に参加して学ぶ他、厚生労働省のホームページ掲載の各業種の『HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書』（下記アドレス）を参考にして取り組むことができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

3 新たに届出が必要な業務ができました

調味料製造（ドレッシング等）、こんにゃく粉製造、干柿・干芋、切り干し大根の製造、請負の精穀、米穀・ソバの製粉等は保健所への届出が必要となりました。

食品加工消費の利便性のために行う調理や切断（カット野菜・千切り等）なども営業届出対象になりました。

詳細は保健所にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

熊谷保健所 ☎048-523-2811



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

農業用ため池の整備！

～ 防災重点農業用ため池の診断・調査・整備の推進～

当センター管内の熊谷市、深谷市、寄居町には77か所の農業用ため池（以下「ため池」）があります。

	熊谷市	深谷市	寄居町	計
農業用ため池	32	6	39	77
うち防災重点農業用ため池	5	3	25	33

東日本大震災を契機に進められてきました「ため池」の防災対策ですが、その後の西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した、平成30年7月の豪雨では多くのため池が被害を受けたことにより、国では、ため池下流への影響についての新たな基準を設定し、より多くのため池の整備を推進することになりました。

その後、具体的な実施に向けた「ため池」の防災対策を推進する法律として、令和2年10月に「防災重点ため池の防災工事推進特別措置法」が施行されました。

それを受け県では、決壊により周辺地域に甚大な被害が及ぶことが懸念されるため池を「防災重点農業用ため池」に指定し、令和3年3月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を定め、防災工事等の推進を図ることにしました。

この方針に基づいて、令和3年度は寄居町でため池の防災工事に向けた調査の実施、劣化状況評価※1、令和4年度には熊谷市、深谷市、寄居町で劣化状況評価を行う予定です。

また、現在、管内では2か所の防災工事を実施しています。

今後、これらの評価や既存の耐震調査※2、豪雨調査※3の結果を踏まえ防災工事などを2030年（令和12年）までの10か年で実施し、地震や豪雨に対する災害を未然に防ぐ対策を行っていきます。

- ※1：劣化状況評価：ため池堤体の浸食状況や漏水量など既存施設の劣化状況を確認し診断する
- ※2：耐震調査：ため池周辺で概ね震度5程度の地震があった場合に、堤体が壊れるか診断する調査
- ※3：豪雨調査：ため池周辺に200年に一度の降雨量（熊谷地方気象台では389mm/日）があった場合に、ため池に集まってきた水を安全に排水することができるか診断する調査

整備された農業用ため池

整備前



整備後



【お問合わせ】

農村整備部 整備支援・管理担当

☎048-571-2241

サツマイモ基腐病の発生にご注意ください

県内でサツマイモに大きな被害を与えるサツマイモ基腐病の発生が確認されました。

本病のまん延防止のため、適切な防除対策をするとともに、疑わしい株を見つけた際は、すぐに抜き取って適切に処分しましょう。

1 サツマイモ基腐病とは

病原性糸状菌（カビ）の一種でヒルガオ科の植物（主にサツマイモ）に感染します。感染した株は茎の地際部が黒変～黒褐色に変色し、茎葉は黄色や紫色に変色して、症状が進むと壊死します。

イモでは主になり首側（茎のつけ根側）から腐敗します。

2 対策

（1）ほ場での対策

本病は感染した苗や種イモによってほ場に持ち込まれ、その後風雨や土壌を介して周囲に伝搬します。



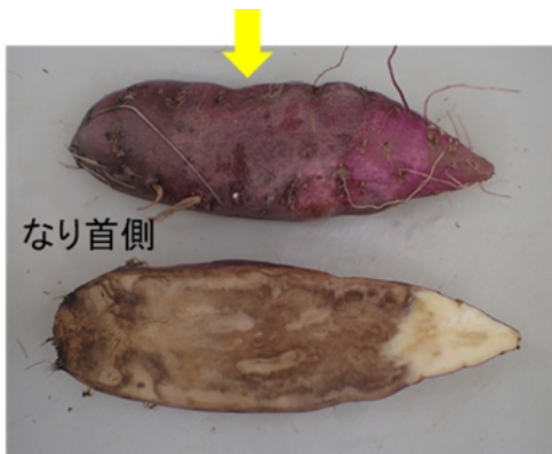
変色し、生育不良の株



株の基部の変色

- ほ場に感染株を残しておくとう感染源になります。本病と疑われる株を発見した場合は、直ちに抜き取り、ビニール袋等に入れて処分しましょう。補植株も感染する可能性がありますので、補植はしないようにしましょう。
- 本病発生ほ場で使用した農機具や資材は消毒や洗浄をしっかりと行いましょう。
- 薬剤を散布する際は、株元や茎に十分に薬液がかかるようにしましょう。
- 本病が発生したほ場では、収穫終了後は速やかに（できるだけ10日以内に）残渣を漉き込むようにしましょう。また、次作はほ場を変えるようにしましょう。

（2）種イモの対策



貯蔵中のコンテナ内に感染した種イモがあると、周囲のイモにも伝染します。種イモの保管前に、疑わしいイモは除去しましょう。

種イモを保管する際は、水洗いして病徴がないことを確認し、イモのなり首と尾部をハサミ(消毒を忘れずに)で除去し、速やかに消毒・風乾して貯蔵します。また、植え付け前にも再度選別を行い、健全なイモを使うようにしましょう。

生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業
令和2年度版マニュアル
「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」より

【お問い合わせ】

農業支援部 技術普及担当 ☎048-526-2210

令和3年産麦類の反省と今後の対策

令和3年産の麦類は、生育期間を通じて気温が高く、生育が早まりました。収量と品質は概ね平年並みでしたが、以下の点が課題となりました。

- 11月の降水量が少なかったため、砕土が粗いほ場を中心に、出芽率が低下。莖数不足により遅れ穂が増加し、収量・品質が低下。
- 作土層の浅いほ場では、生育前半の乾燥、登熟期の湿害により著しく収量・品質低下。

近年、気候変動により、極端な大雨や干ばつなどが起こりやすくなっています。気象の悪影響を低減するための対策を行いましょ。

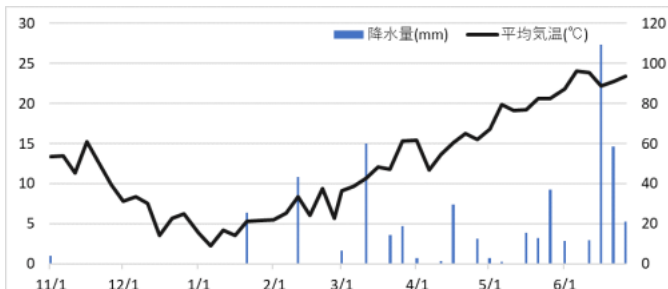


図1 令和3年産麦類生育期間中の気象の推移

1 砕土率70%を目標に

砕土率（直径2cm以下の土塊の重量割合）が高いと、土壤水分が均一となり出芽率が向上します。砕土率を高めるには、トラクタの作業速度を低速とすることや、アップカット（逆転）ロータリを使用する等の方法があります。

粘土質土壤では、水分が多いときに作業すると、土を固めてしまうので、十分に乾いてから作業します。

稲わらは収穫時にコンバインカッターで短く切断します。は種の1週間前に石灰窒素（20kg/10a）とともにすき込み、分解を促します。

2 作土層20cm以上を目標に

作土層が少ないと、根張りが悪くなり、湿害や乾燥害が起こりやすくなります。作土層が20cm以下のほ場では、毎年1～2cmずつ深耕を心がけましょ。

なお、農業技術研究センターの試験では、チゼルプラウによる部分深耕（耕深20cm）を行うことで耕盤が破碎され、深さ20cm以深まで土壤が軟らかくなり、ロータリ耕（耕深10cm）よりも

乾燥の影響が軽減し収量が増加するという結果が出ています。

土壤を軟らかくするには、稲わらや牛ふんたい肥等の有機物資材の施用も有効です。

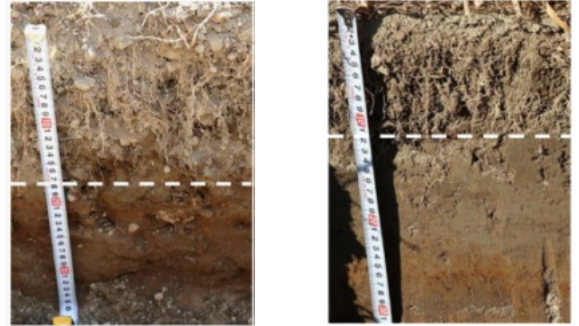


図2 チゼル区（左）とロータリ区（右）の土壤断面
農業技術研究センター
（白線部が耕盤）
「チゼルプラウ深耕による小麦の収量改善効果」より

3 すみやかに排水できるように

麦類は湿害に弱いので、作土層に水が溜まらないように、ほ場の外周に深さ20～30cmの明きよを設置しましょ。

降雨後、2日以上滞水するほ場は排水不良です。プラウ耕等で耕盤を破碎することや、本暗きよや弾丸暗きよの施工が必要です。

4 暖冬年に注意

麦類の目標苗立数は100～150本/m²です。は種適期の前半には種すると、暖冬年では分けつが過剰となり、凋落型の生育となることがあります。

気象庁の長期予報を確認し、暖冬が予想される場合は、下記の範囲内では種時期を遅らせるか、は種量と基肥施用量を控えめにし、初期の生育を抑えましょ。

穂数が多いときは、窒素成分が分散して低たんぱくとなりやすいため必ず追肥を行いましょ。

表 麦類のは種適期・は種量・窒素施用量

麦種	は種適期	は種量 (kg/10a)	窒素施用 (kg/10a)
小麦	11月10日～25日	6～8	基肥6～8 追肥2～4
六条大麦 (すずかぜ)	11月5日～20日	5～6	基肥7～8 追肥 2
ビール麦	11月10日～20日	6～8	基肥 7 追肥0～2

【お問合わせ】

農業支援部 技術普及担当 ☎048-526-2210

埼玉県農業大学校で営農スキルを学びませんか

1 令和4年度 学生募集のお知らせ

農業実践力を養える埼玉県農業大学校で、営農スキルを学びませんか。

農業大学校は、埼玉県の未来を担う優れた農業者や関連産業の担い手を育成するために埼玉県が設置している学校です。

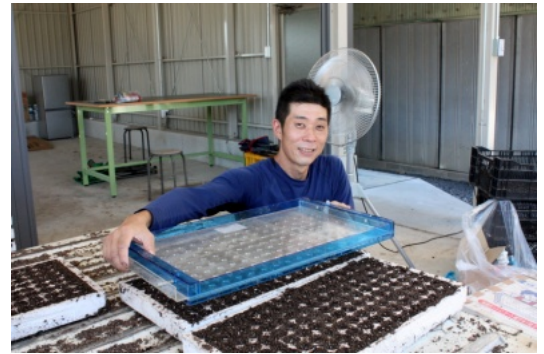
同校では農業生産から加工、流通、販売まで一貫した学習を行えるほか、大型特殊自動車（農耕車限定）免許やフォークリフト運転資格（1t以上）、毒物劇物取扱責任者など、各種資格取得の機会が得られます。さらに近年は、スマート農業関連の先端技術や、就農・就職など将来の希望に応じたコース別学習を行うなど、学習体制を充実させています。

入学願書などの出願書類は、農業大学校のほか、当センターでも入手できます。

また、埼玉県農業大学校ホームページからも、出願書類等をダウンロードできます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0921/>

募集人員、入試日程は下表のとおりです。詳しくは、お問い合わせください。



ブロッコリーの播種をする押田さん

しかし祖父が行っていたのは小規模水田農業で、しかも農業を休止してから時間がたっていたため、農業機械や農地などがほぼ無い状況での就農となり、苦労も多かったようです。

押田さんは農業大学校時代からネギに着目して栽培技術を学び、就農当初からネギ栽培中心に取り組みましたが、その後の経営発展過程で、スイートコーン、ブロッコリーを中心とした経営にシフトしました。現在はスイートコーン1.9ha、ブロッコリー2.3ha、ネギ15aを栽培しています。

「土地条件や労力、販売状況にあわせて柔軟に品目を転換していく、しなやかな考えも農業経営には必要です」と話してくれました。

農業大学校時代の仲間とは今でも連絡を取ることがあり、就農当初はハウス建設を手伝ってもらったなどの支援を得ることもあったそうです。

就農5年目に入り「今後は単収を向上させるとともに、雇用を導入して経営規模を拡大し、新たなことにもチャレンジしていきたい」と抱負を語ってくれました。

【お問い合わせ】

農業支援部 新規就農・法人化担当


☎048-526-2210

2 活躍している農業大学校卒業生

当センター管内では、多くの農業大学校卒業生が活躍しています。

今回は、平成28年に短期野菜専攻で学び、平成29年に寄居町に就農した押田崇さんを紹介しします。

押田さんは物流関係の仕事をしていましたが、自分の力で経営できる農業に魅力を感じて農業大学校に入学し、卒業後は祖父がかつて農業をしていた縁もあり、寄居町に新規就農しました。

募集人数および入試日程  ※ 短期農業学科は1年課程、他は2年課程となります。

学科(専攻名)	定員	出願期間	試験日	合格発表
野菜(施設栽培・露地栽培)	30名	前期： R3.11.1(月)～11.12(金)	R3.11.26(金)	R3.12.3(金)
水田複合（水田複合）	5名			
花植木（花き・植木造園）	15名	後期： R4.1.4(火)～1.12(水)	R4.1.27(木)	R4.2.2(水)
酪農（酪農）	5名			
短期農業（短期野菜・有機農業）	35名			

令和3年度に完了する県営事業地区の紹介

～農地防災事業（ため池等整備）「芳沼地区」～

深谷市本田地域（旧川本町）の41haの水田をかんがいする芳沼は、貯水量約10万 m^3 の農業用ため池で、大正9年に完成し、地域農業の水源として利用されています。

東日本大震災を契機に全国的に農業用ため池の耐震診断が実施され、芳沼は耐震補強が必要という診断結果となりました。

また、施設の老朽化が著しく、豪雨の際に過剰にたまった水がため池からあふれる前に河川へ自然に流出させる洪水吐（こうずいばき）は経年劣化しているため、もし、芳沼が地震や豪雨により決壊した場合、周辺の集落に甚大な被害が生じる恐れがあることから、ため池の耐震化と老朽化した洪水吐等の改修を実施することになりました。

対策工事として、地震によりため池の堤体が根元から崩れる恐れがあったため、堤体の根元をセメントと混合し、地面を固くする方法で耐震化を図ることにしました。

また、洪水吐が老朽化しているため、豪雨の際にその機能が発揮できない恐れがあることから新たにコンクリート造の洪水吐を作ることにしました。

地域の安全安心を確保するための耐震化及び老朽化対策の工事は、令和3年度をもって完了いたします。

【概要】

受益面積：41ha

総事業費：137,700千円

事業期間：令和元年～令和3年

事業量：堤体改良工 1式

洪水吐・下流水路改修 1式

【お問い合わせ】

農村整備部 県営事業担当 ☎048-571-2242



▲ 芳沼



▲ 老朽化した洪水吐



▲ 堤体の根元の地盤改良の様子



▲ 洪水吐の改修の様子